

預かり保育の実施について

<対象者>

幼稚園の在園児で、預かり保育を希望する者

ただし、下記に該当する場合は除く

- ・ 父親または母親のいずれかが在宅しており、保育が可能と認められる場合
- ・ 同居の親族が在宅しており、保育が可能と認められる場合
- ・ 同居の親族が預かり保育終了時間までに迎えが不可能な場合

<利用時間>

- ・ 平常の預かり保育は教育時間終了から最長18時まで
- ・ 夏季休業期間及び冬季休業期間は、8時30分から最長18時まで
※8月中旬ごろ(お盆)、年末年始、土・日曜日、研修により職員不在の日を除く。

<利用料>

1回300円(月最大5,000円) 別途おやつ代1回100円

<利用手続き>

原則として、預かり保育を希望する月の5日前までに預かり申請書を幼稚園に提出してください。ただし、緊急の場合は当日でも可。

預かり保育の無償化について

事前に子育てのための施設等利用給付認定申請書を提出し認定を受けた場合には、無料となります。

※実費徴収分(おやつ代)は対象外です。

<保育を必要とする事由>

- ① 月60時間以上の就労をしている。
- ② 妊娠中又は出産後間もない。
- ③ 保護者の疾病、けが、心身に障害がある。
- ④ 同居親族(長期入院している親族含む)の介護・看護をしている。
- ⑤ 災害復旧中である。
- ⑥ 求職活動をしている。(起業準備含む)
- ⑦ 就学している。(職業訓練校等における職業訓練含む)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。

申請に必要な書類

認定申請及び利用申込にあたっては、下記の書類が必要です。

- ① 施設等利用給付認定・変更申請書
- ② 保育を必要とする理由を確認するための書類